

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 行政法Ⅱ	後期	2単位	(標) 2年	小原 清信
(旧) 行政法Ⅱ (上級行政法)			(既) 1年	

授業目的	<p>この授業では、抗告訴訟（取消訴訟・無効確認訴訟以外）、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟、仮の権利保護、行政契約、公物、条例制定権、行政不服審査、情報公開、個人情報保護、行政組織、公務員を扱う。前期の行政法Ⅰ（基礎行政法）と併せて、行政法の学習が完結するという位置づけである。カリキュラムの内容としてはかなり欲張りで内容が多いので、時間を割いて学習してほしい。「犬も歩けば棒に当たる、君も歩けば行政法に当たる」と表現した行政法学者がいたが、行政法の素材は日常生活のあらゆるところにある。将来法曹をめざす諸君は、行政法の体系全体を十分に理解しなければならない。ただし、行政法の教科書に展開される内容は、あくまで一般論であり、将来実際に課題として提示されるものは、個別行政法であるということに留意する必要がある。</p>		
目標	<p>主として10回までの本授業の達成目標としては、まず、「抗告訴訟（取消訴訟・無効確認訴訟以外）、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟、仮の権利保護、行政契約、公物、条例制定権、行政不服審査、情報公開、個人情報保護、行政組織、公務員」までの範囲につき、基礎知識・基礎理論の理解が定着し、これらの理解を活用して、基礎的な事例を分析し適切な解決策を提示できるレベルに達していることである。行政法独自の専門用語（学問上のターム）や基礎知識を説明できることは最低限の条件である。つまり、上記範囲につき行政法の基礎理論を説明できること、条文の各用語（例、行訴法4条の「公法上の法律関係」、地方自治法14条「法令に違反しない限りにおいて」など）を理解していることである。加えて、上記範囲につき各行政法理論における典型的な判例に関して、争点を見出し、法曹として適切な解決策を提示できることがもう一つの到達レベルである。</p> <p>最後の5回を加えた最終回までの本授業の達成目標としては、「上級行政法」の名にふさわしく、行政法に関する具体的事例をみたときに、争点を横断的に取り上げて、判例規範または通説的な学説を適用して、妥当な解決策をある程度提示できるレベルである（これを本格的に提示できるレベルは3年次に求めるものとする）。</p>		
授業計画と予習事項	回数	各回タイトル	授業内容（2～3行）、予習基本事項（1～2行、予習文献1～2） 全体各回3～5行程度
	1	不作為違法確認訴訟、義務づけ訴訟、差し止め訴訟	不作為違法確認訴訟、義務づけ訴訟、差し止め訴訟、無名抗告訴訟を扱う。2004年の行政事件訴訟法改正で、義務付け訴訟と差し止め訴訟が新設されたことの意味は大きい。この領域の判例は新しいだけに十分注意して見ていく必要がある。
	2	仮の権利保護	執行停止、仮の義務付け、仮の差し止め、内閣総理大臣の異議の制度を扱う。この領域も、2004年の行政事件訴訟法改正の目玉の1つであり、要注意である。また、次の授業の当事者訴訟との関係で仮処分についてもみる。
	3	当事者訴訟、争点訴訟、訴訟選択問題の総括	当事者訴訟、争点訴訟を取り上げる。ここで行政訴訟の類型論、訴訟選択の問題を総括する。 前期の行政法Ⅰで学んだ処分性の問題は、訴訟選択の問題と深く絡んでいる。行政に関する事件に接した弁護士が、何をターゲットとして何訴訟で争うのかは、きわめて重要な問題であって、大きなエネルギーを割かれるところである。
4	民衆訴訟（1）住民訴訟	民衆訴訟としては、地方自治法242条の2の住民訴訟が実務上大きなウェイトを占めているのは事実である。 住民訴訟については、住民監査請求制度とあわせて、制度をきっちり理解させる。そして4号請求を中心に重要な判例をみる。	

5	民衆訴訟（２）選挙効力訴訟 機関訴訟：地方自治法上の機関訴訟	民衆訴訟としては「一票の価値の平等」をめぐって憲法で扱う「選挙効力訴訟」も重要である。 地方自治法のうち法定受託事務と自治事務、国の関与制度についてまず扱い、そのあと機関訴訟の制度をみる。
6	行政契約・公物	行政契約についてはその意義・分類、行政上の事務に関する契約、政府契約、公の財産に関する契約、資金の交付契約、公害防止協定、建築協定・緑化協定、入札などを扱う。 公物の意義、公物の成立、公物の利用関係、地方自治法上の公の施設、指定管理者制度などについて学ぶ。あわせて、公の施設の許可をめぐる泉佐野市事件、上尾市事件も確認する。
7	条例制定権の問題	地方自治法のうち、条例制定権の問題を扱う。 条例は国の法律の関係がもっとも議論の多いところであり、憲法においても条例制定権の限界論として論じるが、徳島市公安条例事件判決を理解するだけでなく、現実の裁判例をみて、条例と法律の関係をきっちり押さえることが必要である。
8	行政不服審査法	全面改正が予定されている行政不服審査法であるが、現行法の基本的な仕組みを講義する。そのうえで問題点と改正法の内容についてふれる。
9	情報公開と個人情報保護	情報公開法、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法につき、それぞれの基本的な仕組みを学ぶ。
10	行政組織法通則、国家行政組織、公務員	行政機関の種類、上級庁の権限、行政権限の委任・代理などを扱う。国家行政組織法を扱う。 公務員概念、公務員の勤務関係、公務員の義務、懲戒処分、分限処分、公務員の権利などについて学ぶ。
11	中間テスト	行政法の主要な領域がひととおり終了した時点で、中間テストを行い、行政法の実力を試す。
12	行政事例研究（１）	具体的な事例問題を提示し、当該事案に即して行政法上の論点や訴訟選択の問題などについて検討する。
13	行政事例研究（２）	具体的な事例問題を提示し、当該事案に即して行政法上の論点や訴訟選択の問題などについて検討する。
14	行政事例研究（３）	具体的な事例問題を提示し、当該事案に即して行政法上の論点や訴訟選択の問題などについて検討する。
15	行政事例研究（４）	具体的な事例問題を提示し、当該事案に即して行政法上の論点や訴訟選択の問題などについて検討する。
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項	レジュメを事前に配布する。レジュメを読み、教科書の該当するページを読んでおくこと。	
評価方法と	冒頭確認テスト及び数回の抜き打ち小テストによる平素点26点、中間テスト14点、期末試験	

<p>評価基準 (期末試験、 レポート、デ ィベート 等)</p>	<p>60点とする。授業の冒頭の確認テストの正解率が50%未満または授業欠席は平素点が1回につき0点となる。その正解率が50%以上であれば何%であっても一律に2点とする。数回の抜き打ち小テストは合格ラインに達しておれば平素点キープとなるが、下回っている場合には、平素点が3点ずつ減点される。冒頭の確認テストは、択一テストまたは判例規範の再現テストとする。 欠席は1回ごとに、さらに2点ずつ減点する。</p>
<p>テキスト 独自教材 参考書 (3~5冊)</p>	<p>桜井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂、宇賀克也『行政法概説Ⅱ』有斐閣 ----- 塩野宏『行政法ⅠⅡ』</p>